

番 号
年 月 日

様

職氏名

印

年度鳥取県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

- 1 補助事業
本補助金の対象事業は、「〇〇〇〇」とし、その内容は、・・・とする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円
- 3 交付額の確定
本補助金の額の確定は、個々の事業地区及び事業実施主体ごとの交付対象経費の実績額について鳥取県産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱（令和2年〇月〇日付第〇〇号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）とのいずれか低い額の合計額により行う。
- 4 補助規程の遵守
本補助金の收受及び使用、交付事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年4月農林省令第18号）、産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和4年12月12日付4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）の規定に従わなければならない。